

幕末期公家の家臣編成と掟

— 「柳原家文書」を中心に —

田中 暁 龍

桜美林大学リベラルアーツ学群

Vassal Formation and Rule of the Court Noble in the End of the Tokugawa Period
the Case of Yanagihara Monjyo

TANAKA Toshitatsu

College of Arts and Sciences, J. F. Oberlin University

キーワード：幕末期 元治元年 柳原家 公家家臣 家法 家僕定

はじめに

近世の天皇・朝廷や朝幕関係についての研究は、近年とみに深められ、近世前期だけでなく後期についても多くの研究が蓄積され、個々の天皇や上皇の時期的な活動や朝廷運営、諸制度の実態が究明されてきた¹⁾。

こうした研究動向に比して、朝廷に仕える公家やその集団内

部の構造、居住空間、経時的变化などの解明に取り組んだ研究が加えられ、近世公家社会の多様な様相をとらえる取り組みが蓄積されている²⁾。

そして、近世公家の家臣についても少しずつ研究が深められている。摂家では、五摂家全体³⁾や二条家⁴⁾、近衛家⁵⁾、一条家⁶⁾についての分析がなされ、宮家・門跡の家臣⁷⁾についても検討がおこなわれている。清華家では、広幡家⁸⁾や西園寺家⁹⁾、今

出川家¹⁰、三条家¹¹についてそれぞれ公家家臣の分析がなされ、階層構成や家内秩序について考察が加えられてきた。また大臣家では正親町三条家¹²、名家では勧修寺家¹³、羽林家では冷泉家¹⁴、半家では西洞院家¹⁵というように、それぞれ研究が進められてきている。

しかし、公家家臣の編成については、必ずしも十分に明らかにされてきたわけではなく、また時期的な変化についても研究蓄積が不足しており、家臣を含めた公家社会の実態の究明が必要とされている。

加えて、公家家臣の統制にかかわり、公家家法の制定がいかなさされてきたかという課題についても、これまで享保期に成立した一条家の事例、宝暦期に成立した三条家の事例、寛政期に成立した今出川家の事例、文化期以降に成立した広幡家の事例が知られるが¹⁶、その特色を把握するには実態の解明が不足しており、またその時期的な変化や段階性についても解明すべき課題が多く残されている。

本稿では、宮内庁書陵部所蔵「柳原家僕定¹⁷」(元治元年)をもとに、幕末期の堂上公家、柳原家の家臣編成と家法について検討し、その実態の究明をおこなってみたい。

一 柳原家の家臣編成

柳原家は、家格が名家で、系流が日野家支流、家禄は二〇二石である¹⁸。そして内々の家、近衛家の家礼で、儒学・有職故実を家職とした。名家は弁官などを経て公卿へと昇進する家で

あり、柳原資廉や光綱は議奏や武家伝奏に任じられている。

対象とする柳原家の当主光愛は、文政元年(一八一八)に生まれ、同七年に元服、昇殿している。安政五年(一八五八)、関白九条尚忠が日米修好通商条約の調印をめぐる朝廷に条約案を提出した際には、岩倉具視や中山忠能をはじめ、光愛も加わった八八名の堂上公家が幕府の条約案撤回を求めて抗議をおこない(廷臣八八卿列参事件)、孝明天皇は条約締結反対の立場を明確にし、参内した堀田正睦に対して勅許不可を下して、九条尚忠は内覧の職権を一時停止された。

幕府はこの八八名の当事者に対して処罰をおこない、光愛は、安政五年九月に、正四位上・参議の両官を止められた(同年一〇月に参議に還任した)。しかし、万延元年(一八六〇)七月に祐宮が儲君となると、光愛は日野資宗・中院通富とともに三卿を仰せられて、睦仁親王(後の明治天皇)の機嫌伺いに参るようになり、同年八月には議奏加勢を務めた¹⁹。そして、文久二年(一八六二)一〇月に山陵修補御用掛に任じられ²⁰、同年一二月に国事御用掛が設置されると、その一員となった²¹。また、文久三年三月、光愛(従二位権中納言)は、橋本実梁と共に攘夷成就のために勅使として伊勢神宮に派遣されたほか²²、同年八月、朝廷内の重職である議奏に補され²³、王政復古の大号令直前の慶応三年(一八六七)四月まで務めた。ちなみに、光愛の女愛子は明治天皇の典侍となり、大正天皇の生母となった。このように、光愛は孝明天皇の信任を得るとともに、幕末維新期に朝廷の枢要を占める地位にあった。

さて、本稿の分析の対象とする宮内庁書陵部所蔵「柳原家僕

定」は、元治元年（一八六四）三月に作成されたものの写本（横帳）である。はじめに「(家臣の) 人数書」が記され、次に各役職に対する「掟」が記され、さらに各家来に対する知行米または加増米、役料などを記している。

「柳原家僕定」をもとに柳原家の家臣編成を表すと、表1「柳原家家臣」のごとくになり、柳原家の家臣編成と人数を知ることができる。表1によれば、柳原家の家臣は、雑掌三人・用人一人・近習三人・表方四人・中番一人・下部四人・奥丁三人の計十九人が掲げられ、直後に「都合拾九人」という数字が示されていることから、基本はこの十九人で構成されており、これに加えて、奥向の老女一人、女中四人、計五人の名が掲げられていることから、総計二十四人で構成されていたことがわかる。

具体的に見ていくと、柳原家の家政を掌握している雑掌に、土橋淡路守、真継大和守²⁴、土橋対馬守の三人の名前が、用人に譜代の岸谷頼母一人の名前が、それぞれ記されており、史料には、「以上四人申合、必一人宛所詰居事、」という記載があり、雑掌・用人四人によって家政を取り締まる体制が築かれていたことがわかる。

そして、近習として山田右衛門（書記近習番頭）と高田五十三郎²⁵（近習供兼帯御側）、岸谷養子（同）の三人が仕え、うち二人が必ず詰めること、表方として大原鉄之丞と松田清記、石黒左膳と進藤求女らが仕え、前者と後者のうちいずれかの一人が、必ず詰めることとされていた。このほか、中番として山本藤五郎（一月に一五回の勤務）、下部として与助ら四名、奥荷として三名（名前は不詳）がいた。

柳原家の奥に仕える者としては、老女の譚野、女中の満佐、黒齒、ひて、楨野、の計五人の名前が記されている（「右御用之節、折々御雇参勤、」と付されている）。

このほか、「但、御無人之節、御用人加勢」ということで、近習席用人加勢の松島左衛門、近習席供方の松島左内、中番席の中村宗七、の三人が非常御用の際に加勢要員として掲げられている。

表1を見るとわかるように、①知行米、②知行米があり、史料文にはそれぞれ「自先年」、「自当年」と記され、元治元年以前より支給されたもの、元治元年以降に支給されたものを分けて表している。また、表1のごとく③加増米、④加増米があり、史料文にはそれぞれ「自昨年」、「自当年」と記され、文久三年より支給されたもの、元治元年より支給されたものを分けて表している。

実際に、雑掌および用人らの知行米を記した史料文を引用すると、後掲のとおりになる。史料文を見るとわかるように、「盆暮御祝儀」として年に二度（「両度」）にわたって金一両または二両を渡してきたことがわかるが、「自先年」の知行米に対して、「自昨年」の加増米が記され、土橋淡路守の場合、「一二石五斗以御役料米被遣、」と記されるように、「役料米」をもって支給することが記されているのが特徴的である。

この「自昨年」は、柳原光愛が議奏に就任した文久三年に当たることから、主家の議奏就任が家臣たちにとって、大きな変化をもたらしていることが推測できる。すなわち柳原に対しては、議奏としての役料が幕府から年四〇石が支出されていたわ

表1. 柳原家の家臣編成(元治元年)

役職	数	名前	①知行米	②知行米	③加増米	④加増米	役料	益壽祝儀	計	備考
雑掌	3	土橋淡路守	0.9		0.8	0.8	2.5		5	
		真継大和守			2		3	金1両	5	祝儀米1石か
		土橋対馬守	3		9.2		5	金2両	12.2	
用人	1	岸谷頼母	1	3	0.8	3.2	2		8	
近習	3	山田右衛門	2		4				6	
		高田五十三郎	3		3				6	
		岸谷養子	3		3				6	
表方	2	大原鉄之丞	2		4				6	
		松田清記	2		2	2			6	
	2	石黒左膳	2		3				5	
		進藤求女	2		3				5	
中番	1	山本藤五郎	0.8	2	1.2				4	
下部	1	与介			1.6			銀150匁	1.6	
	3	(下部3人)			1.2			銀150匁	1.2	
興荷	3									
計	19									
老女	1	詞野								
女中	1	満佐								
	1	黒齒								
	1	ひて								
	1	禎野								
総計	24									
近習席用人加勢	1	松島左衛門								
近習席供方	1	松島左内(左衛門倅)								
中番席	1	中村宗七								

*①知行米は「自先年」のもの、②知行米は「自当年」のもの、③加増米は「自昨年」のもの、④加増米は「自当年」のもの。

*老女・女中は「折々御雇」扱いで、近習席用人加勢以下は非常出勤(加勢)。

*表中の数字は特に断らない限り石高を表示。

けだが、就任直前の文久三年五月一五日に御用繁多・諸物価高騰を理由に、幕府は議奏の役料を一〇〇石増額して一四〇石となっていた²⁶。

家臣としては、これまでの通常勤務のほかに、主家の議奏としての役割を支える業務負担が加わり、その分が「自昨年」の加増米または「役料米」として加増されていたことが推測できる（表1を参照）。なお、「役料米」に関しては、「一代被下」ことを前提に、土橋淡路守には二石五斗、真継大和守には三石、土橋対馬守には五石が、岸谷頼母には二石が、それぞれ支給されていたことがわかる。

土橋淡路守

- 月中五ヶ度可有勤番事、諸事一同和熟之心得可為專一事、右二付、
- 一九斗 自先年以御知行米被下、
- 一二俵八斗 自昨年以御加増米被下、
- 一二俵八斗 以御加増米更被下、
- 一二石五斗 以御役料米被遣、
- 合五石被下候事、
- 二石五斗ハ一代被下、
- 真継大和守
- 月中五ヶ度可有勤番、一同和熟之心得可為專一、右二付、
- 一金一石^{*一石} 如是迄益暮為御祝儀兩度ニ被下、
- 一五俵^{二石} 自昨年以御加増米被下、
- 一三石 以御役料米被下、
- 合五石ト金一兩ト被下候事、
- 三石之外ハ永代被遣候事、

土橋対馬守

- 月中十二ヶ度可有勤番、一同和熟之心得可然事、
- 一三石 自先年以御知行米被下、
- 一廿三俵九石二斗 自昨年以御加増米被下、
- 一金二兩 益暮御祝儀如是迄被下、
- 合十二石二斗金二兩^{役料}被下、
- 七石ハ永代被遣候事、

岸谷頼母

- 月中八ヶ度可有勤番、其余如雜掌可心得、
- 一石 自先年以御知行米被下、
- 一二俵八斗 自昨年以御加増米被下、
- 一三石 自昨年以御知行米被下、
- 一八俵三石二斗 以御加増米被下、
- 合八石内二石ハ役料、
- 右之通、被下候役料之外ハ永代被遣候、
- ここで、表2「今出川家の家臣編成」を引用してみよう。表2は、寛政一三年（一八〇一）の「実種公記²⁷」の記述をもとに作成したものである²⁸。柳原家家臣編成の典拠とする史料より半世紀以上も前のものではあるが、おおよその傾向を伺うことができる。清華家の今出川家の場合は、総計五七名の家臣から構成されていたことがわかる。今出川家では、八石の家領をもつ諸大夫や六石の家領をもつ侍を中心に構成され、いずれも従六位下以上の官位を許されていた。
- 家臣への給付については、柳原家の場合、五石の家領をもつ雜掌（土橋は一・二・二石の家領をもつ）と六石の家領をもつ用

表 2. 今出川家の家臣編成 (寛政 13 年)

役職	数	名前	官位、職	石高	役職	数	名前	官位、職	石高		
諸大夫	8	山本親臣	正四位下	8	禊子付	10	安藤内匠	伝代			
		山本順親	正五位下				安嶋信可	用人			
		石田為治	正五位下				村松勝豫	奥番			
		山本親師	従五位上				片島信義				
		石田安治	従六位上				武熊道教				
		植田成章	従六位上				武隈秀蔵道央				
		中川定春	従六位上				竹内恭寛				
		山本周親	従六位上				幸兵和益	鶉飼			
侍	2	湯口篤敬	従六位下	6			女房	10	藤田		
		中村義令	従六位下						房子	老女、隠居	
近習	12	長野氏一	無位無官	5	時子	老女					
		堀清周			崎子	若年寄					
		長谷川古頼			守子(浅野)	表使、隠居					
		川口正秀			藤子(関屋)	侍女					
		中川定保			茂子(久)	侍女					
		上原房明			堅子(久米)	侍女					
		内藤秀勝			奥子	侍女					
		伊藤承定			則子(万喜)	侍女					
		湯口直好			子	侍女					
		本多正春			堀川重弘	従五位下	家礼	6	秦武重	正六位下	
		山本為次				従六位下			武静	従六位下	
		長谷川賢韜							三浦伊織		
青侍	3	榊登徳		片山瀬平							
		本多正宿		隠居	6	堀川宗甫					
		東常秀				中川定志			従五位上		
		河野莉山									
		本多守序									
		山本義武									
		村上義武									
総計	57										

人を中心に構成されており、意外に大きい知行米や加増米の支給がなされている点が着目される。特に、土橋対馬守がなぜ突出して一二・二石もの支給を受けていたかについては、ここでは詳らかにすることはできない。

今出川家は明治元年（一八六八）の時の家領が一五〇四石余であり²⁹、柳原家の家領の七倍から八倍もの家領であったことから、多くの家臣を抱えることを可能としたことが理解できるわけで、同じ清華家とはいっても、西園寺家の場合は、家領が五九七石であり、安政期には男女二二人で構成されていた。清華家の中でも、今出川家の場合は突出していたことがわかる。ちなみに撰家の一家である二条家の場合、一七〇〇余の家領をもち、嘉永期には男女一〇〇人の家臣があった³⁰。今出川家の場合、今出川実種が水戸宗翰の女禎子を妻に娶った関係から、禎子付だけで一〇人の家臣を備え、かつ奥向の女房たちの人数が多かったことも特色だと考えられる。

いずれにせよ、柳原家の家臣は、主家が議奏となり、役料を支給されたことから、業務負担が増える一方、就任の年より、家臣に対して議奏役料米を基盤とした追加の知行米や加増米を加えて支給していたことが判明した。こうした加増米・役料米による支給は、家格・家領の高い今出川家の家臣への支給に比しても、かなり多い加増となっていたことがわかる。

二 柳原家の家法「掟」

次に、「柳原家僕定」をもとに、柳原家の家法を分析してみ

たい。

光愛の議奏就任の翌年（元治元年）に、柳原家では次頁以降に掲げるような「掟」を制定しており、そこでは一章で確認した家臣編成の職層ごと、すなわち雑掌・用人、近習、表方、中番、下部、それぞれに対して掟を規定しているところが特徴的である。

享保期に制定された撰家一条家の家法は、職層に分けてそれぞれ制定されたものではなく、家臣一統に対して出されたもの（九か条）で、奥向の女房に対するもの（五か条）との二本立てで制定されていた。

宝暦期制定の清華家三条家の家中勤方掟の場合も、職層に分けてそれぞれ制定されているわけではなく、一四か条にまとめて規定されたもので、そこには「一御前御多葉粉盆掃除等者、常々御近習之面々無懈怠可仕事」、「一御客御多葉粉盆掃除等者、外様分可相勤事、」などと記され、近習と外様との職層の機能に分けて規定している条文を見出すことができる。

一方、寛政期に制定された清華家今出川家の家法は、「家中家之格式」「マツ棒祿之事」「家中式目」「供先之事」「使并代参之事」「客来之事」「政務之事」「諸役之事」「郡代・代官之事」「台所之事」「元方之事」「普請方事」「蔵方之事」「納戸方之事」「非常之事」など、一五項目にわたって制定している。どちらかと言えば、供先、使并代参、郡代・代官、台所、元方、普請方、蔵方、納戸方など、家臣の職務内容にそって規定されたもので、柳原家のように、諸大夫、侍、近習、青侍、などの職層にそって別立てで規定されたものではなかったことがわかる。

このように、撰家、清華家、名家といった家格の違いがあるわけだが、近世公家の家法は、それぞれの家ごとに自律的な家法によって家臣統制をおこなってきたことがここに確認できる。

掟

雑掌・用人

- 一 暫時も役所不可闕事、
- 一 当番之日、私他出無用事、
- 一 巳刻出勤、翌日巳刻当番出勤、交代可退出事、
- 一 取締之事専一可心得事、
- 一 当番出仕次第直主人之前へ罷出、出勤之旨可届事、
- 一 退出之時前同断、
- 一 主人留守中公私共用事ハぶりき板に書附置、主人帰家の上、早速逐一可申入事、
- 一 参内之節ハ、御用筋以書状、文營ニ入附木ノ宿札、早々禁中へ可申越事、
- 一 当家々中、肉店遊所へ同伴堅固停止事、当家講席ハ不苦事、
- 一 贈答一々書記へ可申事、
- 一 肩衣不可撤事、
- 一 日々座敷・寢殿・玄関・倍屋々々、惣而可見回事、
- 一 損所ハ主人ニ相届可直事、
- 一 障子ノ破烈ハ直可張事、
- 一 近習已下掃除不行届ハ、吃度可申付事、
- 一 一同和熟ノ所置第一可心得事、
- 一 番日割申合書附可指出事、

一 六季扨方大和・対馬・頼母等申合、如例相調候上、金銀可申出事、

一 扨方請取帳一々主人へ可覧事、

一 二季祝儀・給金加増米遣方等同断

一 両村講大和・対馬兩人如是迄弥大切可心得、貸附先一々主人へ可申事、

一 家内・庭門前等掃除人数加増之儀、精々可申付事、

一 米取出之節、中番搗屋同伴取出、先黒米はからせ書記、踏上同断之事、

一 非条之節、家中一同可馳来事、

一 一日十五日・廿八日・節朔等家中可参集事、

一 此余追々任心附可申候得共、先此分可相守事、尤依部合可改角も有之候事

一 近習書記共倍屋近習書記同居

一 当番出勤必肩衣可着用事、

一 当番巳刻出勤、翌日当番出勤、交代可退出事、

一 出勤・退出等毎度役所へ可届事、

一 当番之日、私他行無用事、

一 一新建毎朝掃除、縁・板間・拭閣日可致事、屋根裏・天井裏縁裏皆々入念可扱事

一 上下客人来之節、茶・多葉粉盆可指出事、

一 客之節、客席不遠所可詰居事、

一 当家々中、肉店遊所へ同伴停止之事、

一 非常之節、家中一同可参集事、

一 家中一同和熟第一可心得事、

一 表方無人之節、供取次使も可相務事、五十三郎・頼母養子等無人

一 倍屋奇麗可致事、

此余任心附、追々可申事、尤依都合可改角も有之候事、

表方

一勤番必肩衣可掛事、

一当番已刻出勤、翌日当番出勤、交代退出事、

一出勤・退出等毎度役所へ可届事、

一毎朝書院・寢殿・玄関等一棟日々天戸開掃除等不可懈怠、

月中十五ケ度床・闔・縁・板間等可拭事、縁葉・井葉・屋根葉
入念可拭事

一取次之事、一々役所書記等へ可申事、

一於倍屋随分奇麗可致事、

一只今迄各所行直旨承大慶候、尚亦心得侍二有間敷所行堅固

禁制之事、

一夜回不可懈怠事、

一頃日見候処、寢殿・使者之間・東ノ縁ノ掃除様相ミえ候間、

自來いづれも奇麗可致掃除事、

此余追々任心附可申付置候、甚不都合之角可改角有之候事、

近習・表方必五人ハ可詰居候、尤近習・表方等三人人数増候

間、人数治定迄必五人宛可勤番事、

中番

山本藤五郎

一御台所向御取締可心附事、

一御提灯傘等預り損し候ハ、役所へ可申事、若借候ハ、

帳面可附置事、

一米踏之節、黒米踏上等取斗注与可点検事、

古こめぬか等ばかり帳面附、奥へ可指出事、俵縄同断、

一月中十五ケ度可勤番事、

一炭・薪木自屋指出候節、目をかけ受取小屋へ可納事、

帳面可附置事、

一御内庭・御屋根回無懈怠可掃除事、

一今一人御抱迄ハ大略可常勤事、

人体も有之候ハ、可申出事、

此余可申角も任心附可有之候、又依都合可改角有之候事、

下部へ

一御玄関・御門前・御内庭御掃除不可懈怠事、

一御玄関・御内玄関・御書院・御寢殿・御使者之間等御縁、

自御庭被回候分毎朝可拭事、内庭草ツキ不相成日々一人前一坪宛可

行事、

一月中二、七之日、表御厠三ヶ所可掃除事、

一同手水鉢日々水可汲改事、

一両殿様御在宿之時、表・裏門等日暮限可閉事、

御裏門者必日暮可閉事、

一於倍屋勝負事堅固停止事、

一私他行必役所へ可届事、

一御台所日々掃除可拭事、

一於御出入前無心ケ間敷儀、堅固不相成候、万一此事於相聞ハ直暇可遣事、

右之条々、於承知者、来月一日迄改革非番・当番可始事、

この「掟」の内容から、家臣が詰める部署が「役所」と呼ばれ、当番勤務への励行や悪所へ通うこと、博奕の禁止などについて、いずれも共通して規定がなされていたことがわかる。そして、雑掌・用人、近習、表方、中番、下部など、それぞれの

職層の規定から、各役向きの内容を伺うことができる。

雑掌・用人は、家政一統の取締りと財務を扱い、出納に関しては「払方請取帳」を主家に提出し監査を受けていたこと、近習は、来客があった場合に茶・多葉粉盆を出すなど接客を担当し、「異新建」という建物の清掃を担っていたことなどの職務内容がそれぞれわかる。

そして表方は、取次を掌り、役所の書記に連絡をおこない、夜回りのほか、書院・寢殿・玄関等一棟の清掃を担っていたこと、中番は台所向きを管掌し、内庭・屋根の清掃を担当すること、下部は、主家が在宅の時に、表門・裏門の戸締まりを管掌することや、玄関・門前・内庭の掃除、特に各所の縁や庭の周囲の清掃に務めること、一人一坪ずつの庭の草抜きを担当することなどとされていたことがそれぞれわかる。

このように、柳原家の家法は、雑掌・用人、近習、表方、中番、下部など、それぞれの職層に分けて掟を規定し、雑掌・用人の支配のもと、明確な役割分担がなされていたことがわかる。幕末期の公家家法としては、本史料が初見だということもあり、その特徴を一概に指摘することは難しいが、柳原家の家法を勘案すると、时期的な変化の中で、悪口・雑言や悪所への立入の禁止や遊興の禁止のほか、礼儀作法、君臣間の身分遵守などを一統として規定することから、職層ごとの規定を取り入れ、さらには禄高（隠居や後家、一五歳未満の家督の者に対する規定も含めて）などの規定も加えることになったのではないかと思われる。そして、柳原家の家法は、まさに職層に分けて掟を規定し、その知行米の規定をも明記することで、家臣の意向に

も向き合うまでに至ったものと考えられる。

おわりに

二〇〇石程度の堂上公家にとっては、家臣を雇う上では、二人そこそこの家臣の規模であり、柳原家の場合、雑掌と用人を中心とした家臣統制を築き、その枠組みで雑掌・用人、近習、表方、中番、下部などの職層を設けて業務分担をおこなっていた。

そして、主家柳原光愛が議奏という朝廷内の重職に就いた場合、幕府から支給される役料一四〇石を踏まえて、家臣へ加増米として、あるいは役料米をもとに支給していたものと思われる。少ない家臣を動員して議奏としての実務を果たすためには、家臣らに加増米や役料米を与え、かつ家臣統制を強いていかねばならない苦労もあったと考えられる。というのも、「柳原家僕定」で規定された掟そのものが、元治元年になって初めて作成されたものかどうか不詳だが、四月一日より「改革」として掟を制定し、規範を定めることは、重職たる業務を遂行するうえでも重要な点であったものと思われる。

柳原光愛は、文久期に山陵修補御用掛に任ぜられ、家臣の中には、山陵補修にかかわり、真継安千代（表1の真継大和守に相当と推定）が桓武陵（天智陵の可能性もあり）の長を、山田右衛門が醍醐陵の長を、それぞれ務めていた³¹。そして、真継大和守の場合、修補の褒賞によって侍の立場を得ており、その点では、柳原家の家格の上昇も促されることになったわけであ

る。

柳原光愛自身の家格の上昇志向とともに、家臣そのものの上昇志向が強く存在した可能性があったはずであり、主家の職能の付加や栄転による業務多忙は、ダイレクトに家臣の業務に反映したわけで、その点では職層に対するきめ細やかな「掟」を出すことよって、職層の業務の明確化だけでなく、報酬としての知行米や役料などの明確化が要求されたものと思われる。柳原光愛が「柳原家僕定」という史料を残した理由に関しては、文久三年の議奏就任との関係以外には、なお十分に糾明することができなかった。今後の課題として、引き続き検討していきたいと思う。

注

- 1 久保貴子「一九九八」『近世の朝廷運営』岩田書院、藤田覚「一九九九」『近世政治史と天皇』吉川弘文館、野村玄「二〇〇六」『日本近世国家の確立と天皇』清文堂、西村慎太郎「二〇〇八」『近世朝廷社会と地下官人』吉川弘文館、高橋博「二〇〇九」『近世の朝廷と女官制度』吉川弘文館、拙著「二〇一一」『近世前期朝幕関係の研究』吉川弘文館、同「二〇一二」『近世朝廷の法制と秩序』山川出版社、村和明「二〇一三」『近世の朝廷制度と朝幕関係』東京大学出版会、高埜利彦「二〇一四」『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館、佐藤雄介「二〇一六」『近世の朝廷財政と江戸幕府』東京大学出版会、山口和夫「二〇一七」『近世日本政治史と朝廷』吉川弘文館、長坂良宏「二〇一八」『近世の撰家と朝幕関係』吉川弘文館、近世朝幕研究会編「二〇一九」『論集 近世の天皇と朝廷』岩田書院など。
- 2 冷泉貴美子「一九八一」「幕末の冷泉家」冷泉為任監修『冷泉家の歴史』朝日新聞社、橋本政宣「二〇一二」『近世公家社会の研究』吉川弘文館、李元雨「二〇〇五」『幕末の公家社会』吉川弘文館、村山修一「二〇〇九」『安土桃山時代の公家と京都』花輪書房、松澤克行「二〇一四」『近世の公家社会』『岩波講座日本歴史12 近世3』岩波書店、登谷伸宏「二〇一五」『近世の公家社会と京都―集住のかたちと都市社会―』思文閣出版、拙著「二〇二〇」『近世の公家社会と幕府』吉川弘文館など。

- 3 新見吉治「一九七二」『五撰家の家礼と家臣』徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四十六年度。
- 4 中村佳史「二〇〇七」『撰家の家司たち』『身分的周縁と近世社会』8、吉川弘文館。
- 5 石田善明編「二〇一一」『近衛家家司瀧家関係文書―撰関家家司の残した記録―』上下巻。緑川明憲「二〇一二」『豫楽院鑑 近衛家熙公年譜』勉誠出版もある。
- 6 拙稿「二〇一七」『近世撰家の家臣統制と家内秩序―享保期、一条家の家内騒動と家法を中心に―』『東京大学史料編纂所研究紀要』二七(のち『近世の公家社会と幕府』に再録)、松田敬之「二〇一四」『幕末・維新时期における撰家一条家家臣団の動向と朝臣意識』東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一三―一五『近世の撰家・武家伝奏日記の蒐集・統合化と史料学的研究』平成22〜25年度科学研究費補助金基盤研究(B)研究代表者…松澤克行。
- 7 松田敬之「二〇〇三」『近世期宮方・撰関方殿上人に関する考察―若江家所蔵文書を中心に―』『大倉山論集』四九、田中潤「門跡に出入りの人びと」前掲『身分的周縁と近世社会』8。
- 8 箱石大「一九九三」『近世堂上家家臣の編成形態について―清華・広幡家の家臣を事例として―』徳川林政史研究所『研究紀要』二七。藤實久美子「一九九九」『近世後期西園寺家の家臣―諸大夫を中心に―』『学習院大学史料館紀要』一〇。
- 9 拙稿「二〇一〇」『近世公家の家内式目と家臣統制―清華家・今出川家を中心に―』『東京家政大学人間文化研究所研究紀要』四(の
- 10

- ち拙著『近世朝廷の法制と秩序』に再録、及び拙稿「二〇一二」『近世公家の家内騒動と家臣統制』『東京家政大学人間文化研究所研究紀要』六(のち『近世朝廷の法制と秩序』に再録)。
- 11 前掲拙著『近世朝廷の法制と秩序』。
- 12 尾脇秀和「二〇一三」『公家家来と百姓の忝人両名』『地方史研究』六二一六。
- 13 西村慎太郎「二〇〇三」『近世後期堂上公家勸修寺家の雑掌について―蔵人所衆地下官人袖岡文景「家記」を事例に―』『史料館研究紀要』三四(のち同「二〇〇八」『堂上公家雑掌の地下官人』『近世朝廷社会と地下官人』吉川弘文館に改稿・所収)。
- 14 西村慎太郎「二〇〇三」『近世後期堂上公家勸修寺家の雑掌について―蔵人所衆地下官人袖岡文景「家記」を事例に―』『史料館研究紀要』三四(のち同「近世朝廷社会と地下官人」に改稿・所収)。
- 15 尾下成敏「二〇一六」『天正・文禄・慶長期における公家家臣の境涯―西洞院家の家臣板屋左近丞の事例―』細川涼一編『生活と文化の歴史7 学生・成長・老い・死』竹林舎。
- 16 前掲箱石「近世堂上家家臣の編成形態について―清華・広幡家の家臣を事例として―」、前掲拙稿「近世撰家の家臣統制と家内秩序―享保期、一条家の家内騒動と家法を中心に―」。拙著『近世朝廷の法制と秩序』。
- 17 図書寮文庫、柳一七二四。
https://shoryobu.kunaicho.go.jp/Toshoryo/Viewer/1000450740000/6329fe398b44ea699a35ffcf4358fa7 (二〇二一年一月三〇日確認)
- 18 土橋定代編「一九八八」『公家諸家系図―諸家知譜拙記―』続群書類従完成会。
- 19 宮内庁「一九六八」『明治天皇紀』吉川弘文館、二二二頁。宮内庁書陵部所蔵「柳原光愛雑記」文久元年九月二七日条(柳一一四九)によれば、議奏加勢を務めていたが、叔母寂靜院の大病を見るため、職務を辞することを武家伝奏に伝えている。同月二八日条によれば、寂靜院が光格天皇の女房(新典侍)を務めていた
- 20 ことが記され、このことが光愛登用の一因になっていたことが考えられる。
- 21 平安神宮「一九六八」『孝明天皇紀』四、吉川弘文館、一七二頁。上田長生「二〇〇八」『朝廷―権威―と在地社会―山城国の陵墓を事例に―』『近世の天皇・朝廷研究―第一回大会成果報告集―』(のち同「二〇一二」『幕末維新期の陵墓と社会』思文閣出版に再録)。
- 22 『孝明天皇紀』四、三七六頁。家近良樹「一九八五」『幕末期に新設された国事審議機関について』『日本歴史』四四八号。
- 23 『孝明天皇紀』四、四四九頁。
- 24 『孝明天皇紀』四、八四五頁。
- 25 「地下官人家伝」廿八(京都府立京都学・歴史館所蔵、館古458「下橋家資料」のうち)。には、「柳原家侍 真継家伝 姓齋部称号真継 権大納言正二位光愛卿 諸陵御修補諸陵寮御再興之功勞ヲ以テ侍ヲ被付 康弘御蔵小舍人真継大監物兼大和守齋部能弘男母 嘉永四年 慶応二年正月十五日 叙従六位下十六歳」と記されている。橋本政宣編「二〇一〇」『公卿事典』吉川弘文館によれば、柳原光愛が権大納言正二位であったのは、慶応元年二月から四年正月までのことから、慶応期に、光愛が山陵修補御用掛に任じられて功績を挙げ、真継家が侍を仰せつけられ、従六位下に叙せられたことがわかる。平井誠二氏には、「地下官人家伝」廿一(京都府立京都学・歴史館所蔵「下橋家資料」のうち)の閲覧をさせていただいた。謝意を申し上げます。
- 26 慶應義塾大学図書館所蔵「(元治元年) 都仁志喜」(深井雅海・藤實久美子編「二〇一二」、『近世公家名鑑編年修正』23、椋風舎、三二七頁)には、雑掌の欄に「土橋対馬守」とともに「高田寛治」の名が記されている。雑掌と記されているのは誤りかと思うが、近習の高田五十三郎が「高田寛治」に当たるかはなお検討が必要とされる。
- 27 『孝明天皇紀』四、六二六頁。

- 27 東京大学史料編纂所蔵、徳大寺―四一―二三。
前掲拙著『近世朝廷の法制と秩序』を参照。
28 木村礎校訂「一九七五」『旧高旧領取調帳 近畿編』近藤出版社。
29 前掲中村「撰家の家司たち」。
30 注20を参照。
31